『法』について学ぶということ

和田宗久（わだ　むねひさ）
専門分野：会社法、金融商品取引法

1．はじめに

本稿は、一連の「商学入門」シリーズの中で、「法学」について学ぶ意味や意義について考えるものです。

読者の皆さんからすれば、「…考えるものです」と言われても、「そんなこと考えるんじゃなくて、さっさと教えてくれよ！」と思われるかもしれません。ただ、敢えて「…考える…」としたのは、こうした話をするうえでは、そもそも学ぶ対象である「法学」とは何かということについて説明しないといけないのですが、実は「『法学』とは何か？」、さらにいえば「『法』とは何か？」という問いからして、法律学者にとっても答えるのがものすごく難しい問題なのです。そのため、「じゃあ、話しますね。」といって直ちに話を始めることができないのです。

とはいっても、「難しいので…」と言っただけでは話は始まりません。そこで、ここではとりあえず『法』というものを「社会において一定の強制力を伴うルール」ということにして話を始めていきたいと思います。

ところで、ここまでの段階でも、「なんで『法』とか『法学』という言葉を使っていて、『法律』とか『法律学』という言葉を使っていないの？」と思った読者の方がいるかもしれません。

たしかに、日常会話のような場面を念頭に置きますと、「社会において一定の強制力を伴うルール」のことを指して、『法』という言葉を使う人よりは、『法律』という言葉を使う人の方が多いと思います。たとえば、「大学で『法律』を勉強しています」と言う人は多いと思いますが、「大学で『法』を勉強しています」と言う人はほとんどいないでしょう。また、『法』または『法律』に関わることを仕事にしている人たち、すなわち裁判官、検察官および弁護士といった人たちのことを「法律家」と呼ぶことはあっても、「法家」と呼ぶようなことはまずないでしょう。

とはいえ、いま挙げたいわゆる「法律家」は、仕事に関する場面では、言葉をなるべく厳密に使い分けて話をしたり、文章を書いたりしようと意識します。そして、そのような「法律家」は、通常、『法律』という言葉を、「国の唯一の立法機関であり、国民が選挙で選んだ国会議員によって構成される国会の議決によって成立した『法』」を指すものとして使います。しかし、うえで一応の定義づけをしたように、「『法』＝社会において一定の強制力を伴うルール」であるとしますと、そうした機能をもつのは、実は国会で定められた『法律』に限りません。後で少し詳しく触れますが、われわれの周りには、国会の議決を経ておらず、場合によっては文章の形で書かれてすらいない慣習なども存在し、私たちはそれらにも縛られながら（一定の強制を受けながら）生活をしています。

とくに、ビジネスや経済活動の場面では、分野や業界にもよりますが、一定の年月をかけて構築・発展させてきた独特の慣習が存在していたり、業界に属する企業同士が共同で組織した、いわゆる業界団体が作ったルールがあったりする場合も多いです。こうしたルールも、事実上、「（特定の）社会において一定の強制力を伴うルール」として捉えることができます（このうち、後述する「慣習」として定着したものを、わが国では『商慣習』と呼びます）。

本稿では、国会で制定される『法律』だけではなく、社会に存在するそれらのルールをも含む『法』を対象として考えていきたいと思いますので、『法』、そして、そうした『法』について考える学問という意味で『法学』という言葉を用いながら話を進めていきます。

なお、筆者は、こうした『法』または『法学』に「学者・研究者」、そして「大学教員」という立場で関わっています。法学を学んだり研究したりする意義については、各種法律家の立場によって見解が異なりうる（といいますか、むしろ見解の違いが間違いなくある）と思いますが、ここでは、１人の『法』についての「学者・研究者」兼「大学教員」、それも、企業や、その企業がビジネスを行うために資金を集めるために発行し、多くの投資家の投資対象となっている株式をはじめとする金融商品、そしてそれらを公正かつ効率的に流通させるべく、多くの国々で整備されている証券市場、そして、これらに関わる制度やルールのあり方について研究している者、という立場から考えていきたいと思います。

あと、もうひとつだけお断りをしておきます。本稿は、約 10 年前の初版のために書いた原稿を、大幅に加筆・修正して改訂したものです。10 年というのは、『法』の世界ではそれほど長い時間ではありません。後で紹介する民法や会社法といった法律の基本的な考え方は、10 年前とほとんど変わっていません。ところが、この

10年の間に、初版の最後に「何十年後かには…」と書いたことのいくつかは、すでに現実になってしまいました。何が変わらず、何が変わったのか。そうしたことやそれに伴う『法』の変化を少し見ていただくことも、本稿の1つの目的です。

以下では、①ビジネスと『法』の関係、②契約・会社・証券市場という3つの『法制度』、③学問としての『法学』を学ぶ意味、④これからの『法学』、という順序で話を進めていきたいと思います。

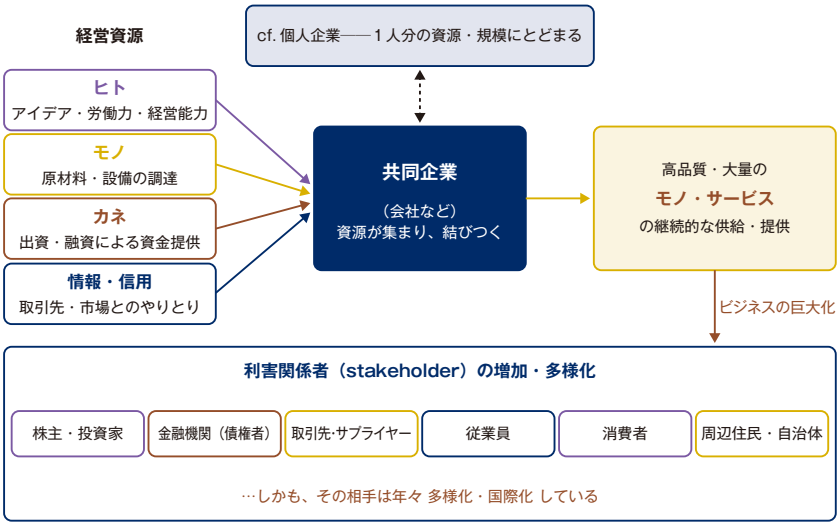
2．ビジネスと『法』― なぜ『商学入門』の中に「法学」があるのか

(1)ビジネスは「人々の関わり」からはじまる

「ビジネスと法」と聞くと、最近では多くの人が「コンプライアンス（法令遵守）は大事だよね」といったようなことを思い浮かべると思います。それはそれで間違いではありませんが、話の半分にすぎません。

そもそもビジネス（利潤の獲得を目的とする経済活動）とは、ヒト・モノ・カネ・情報が、会社などの「共同企業」に集まり、結びつくことによって成り立っています。以下の【図2−1】をみてください。一般的なビジネスにおいては、投資家や金融機関が出資・融資というかたちでカネ（資金）を提供し、ヒト（人々）が

図2−1　ビジネスとそれを取り巻く利害関係者（stakeholder）



アイデア・労働力・経営能力を提供し、サプライヤーがモノ（原材料や設備・備品等）を供給し、取引先や市場との間で情報や信用がやりとりされます。ビジネスを開始し、それを続けていくと、取引先、従業員、消費者、周辺住民、自治体、株主・投資家、金融機関…といった、実に多様な人々（利害関係者、stakeholder といいます）との「関わり」が必然的に生じてきます。しかも、そうした人々はビジネスの成長に伴って多様化し、国際化もしてきています。

当然のことですが、このように人と人とが関わるようになれば、必ず衝突が起こったり、そこまでいかなくても何らかの調整が必要になったりします。そして、そこにルールの必要性、存在意義が生まれてきます。

昔からある有名な法格言に「社会あるところ、法あり（Ubi societas, ibi ius）」というものがありますが、まさにそのとおりだといえるでしょう。本来、人間はいかなるルールにも縛られることなく自由に生きていくことができれば、それが一番良いのかもしれません。しかし、他人や社会と何らかの関係性を有することになる以上、すべての人は自由気ままに生きていくことはできません。必ずどこかで自由の制限や調整が必要になってきます。

写真2−1



「目には目を」で有名な紀元前 18 世紀のハンムラビ法典（全 282 条）が記された石柱です（フランス・ルーブル美術館所蔵：筆者撮影）。この石柱は、古代社会においても『法』が存在し、その『法』がこうした形にまとめられ、その社会の構成員に対して提示される必要があったということを示しているといえます。『法』は近代国家の発明品ではなく、「社会」そのものの歴史と同じくらい古いのです。

(2)社会における規範(ルール)のグラデーション

もっとも、私たちを縛っている規範（ルール）は『法』だけではありません。私たちは、実は様々なルールに縛られながら生きています。【表2−1】は、それらを概ね「強制力」の強さの順に並べてみたものです。なお、ここでの『法』は、国家による強制を背後にもつ、狭義のものを指すものとします（広義の『法』の全体像は後掲【表2−2】を参照してください)。

表2−1　社会における規範 ―「強制力」のグラデーション

規範の種類	内容の例	従わなかったときに生じること	強制力
流行	「今年はこの色」	「ダサい」と言われる程度	弱
慣習	特定の地域やコミュニティにおいて「普通はこうする」	事実上の圧力・居心地の悪さ	↓
組織・業界の内部規律	組織・業界内での取決め・慣行	所属している組織・業界内での否定的評価や排除	↓
道徳	「人としてどうなのか」	良心の呵責・社会的非難	↓
法	憲法、刑法、民法、会社法、金融商品取引法など	国家による強制（裁判所による執行、行政による処分、場合によっては刑罰が科されることもある）	強

注意して頂きたいのは、すべての規範がこの【表2−1】にあるいずれかのカテゴリーに明確に振り分けられるわけではないということです。たとえば、「人のものを盗んではいけない」という規範は、道徳規範であるともいえますが、それと同時に、刑法という『法（律)』において定められているルールの1つともいえます（刑法235条[1])。したがって、【表2−1】にある各種の規範は、概ね、こうしたカテゴリー化ができる、というくらいに捉えておいてもらえればと思います。

そのうえで、こうした各種の規範の中における『法』の特徴は、何といっても、最終的に国家による強制がその背後に控えているという点にあります。友人との約束を破っても国家は出てきませんが、契約を定められた通りに履行しなければ、最終的には国家権力の1つである司法（裁判所）の力が発動する可能性が出てきます（『約束』と『契約』の間のこうした違いについては、後でもう少し具体的にみることにします)。

また、言うまでもないことですが、『法』は、それが適用される範囲（専門的な用語で「法域」といいます）の中では、その法が確実に強制される人と甘くしか強制されない人、といった区別をしません。たとえば、わが国の国会が制定した法律

は、原則としてその適用範囲は日本国全体ということになり、その範囲にいるあらゆる人々に対して、その内容が強制されることになります。

もっとも、以上はあくまで原則であり、例外もあります。契約などの法律行為（これも専門用語ですが、ここでは、人に権利や義務を発生させたり、その内容を変更したり、消滅させたりする行為をさす、ということにしておきます）の成立や効力については、当事者が選択した地の法によるものとされており（法の適用に関する通則法７条）、国際的な契約や取引では、実際にそうした取決めがなされる例が多く見られます。また、刑法では、一部の罪について、日本国外で犯されたものも適用対象とされています（同法１条～４条の２参照）。

とはいえ、そうした一部の例外を除き、『法』は国家や社会における「構成員全員（およびそこに入ってきた人々）」に対して平等に適用されるということが基本であるということに違いはありません。そして、この点が他の規範と比較した場合の『法』の大きな特徴であると言えます。

（3）法規範の全体像 ― そして、法との３つの関わり方

ここで「『法』という規範」の全体像について整理すると、【表２−２】のようになります。

表２−２　法規範の全体像

種類	誰がつくるか	例・特徴
法律（act）	国会	民法・会社法・金融商品取引法など
政令・省令	（法律の委任を受けて）内閣・各省大臣	会社法施行規則、金融商品取引法施行令など、具体的な細則
（判例）	裁判所（解釈・適用の蓄積）	日本では、厳密には「法源」ではないが、事実上の先例性をもつ
慣習法・ソフトロー	業界団体・取引所など	取引所規則、コーポレートガバナンス・コードなどの自主規制

こうしてみると、国会が制定する『法律』は、法規範全体の一部でしかありません。

そのうえで、私たち個人・組織と『法』との具体的な関わり方については、実は３つの面があるといえます。すなわち、第１に『法』を「守る」こと（コンプライアンス）。第２に『法』を「利用する」こと（たとえば、契約を締結する、会社を

設立する、裁判制度などを利用して法的な紛争を解決するなど)。そして、第３に『法』を「つくる」こと（立法府や行政機関への働きかけ、業界の自主ルールの形成など）です。筆者は、ビジネスと『法』との関わりにおいて「コンプライアンスの話は半分にすぎない」と上で書きましたが、それはこの第２と第３の面があるためです。

(4)『法』の２つの機能 ―「守らせる法」と「可能にする法」

こうして整理すると、『法』の機能（function）は、大きく２つに分けて捉えることができます。

第１は、社会秩序の維持です。行為規範（命令・禁止）を課し、法域（jurisdiction）内のすべての人・組織を拘束し、原則として構成員全員に平等に適用する。多くの人が「法」と聞いてイメージするのは、この機能でしょう。

第２は、新しく秩序だった社会の創設・促進です。「法制度」をつくり、それに基づく社会インフラを構築することによって、様々な活動における取引コスト（transaction cost）を引き下げます。契約、会社、証券市場は、いずれもその代表例といえます。

ビジネスの視点から見たときに重要なのは、この２つ目の機能です。第１の機能についてだけを見ると、法は「守るべきもの」、「コスト」、といったように見えます。しかし、第２の機能から見ると、法はむしろ「ビジネスの可能性を広げるインフラ」です。見ず知らずの人同士が、初対面で高額の取引をしたり、社長やCEOと直接面識のない会社の株式を買ったりすることができるのは、契約、会社および市場に関わる「法制度」がそれらの行為の背後にあるからにほかなりません。以下、もう少し詳しく見てみましょう。

３．契約・会社・証券市場 ― ３つの『法制度』についてみてみよう

(1)『約束』と『契約』はどこが違うのか

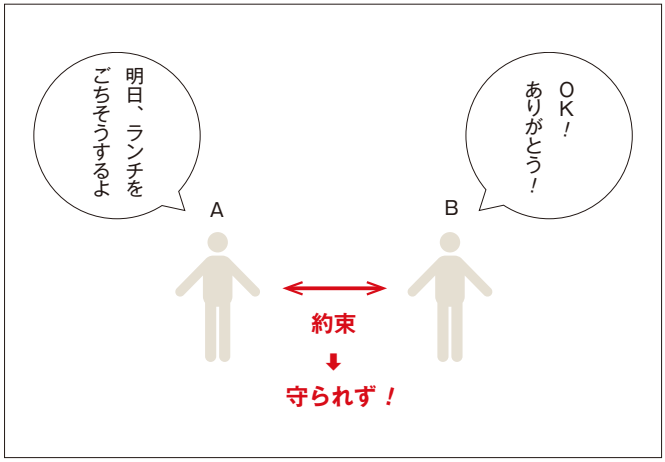
たとえば、ビジネスその他の経済活動を行ううえでは、「人」対「人」、「人」対「企業」、または「企業」対「企業」の『契約（contract）』からはじまることが多いと思います。ビジネスをするには、何をするにもとりあえず元手となる資金が必要でしょうし、最初からその資金を持っている人でなければ、誰かに出資をしてもらったり、融資をしてもらったりすることになるでしょう。また、実際にビジネスをはじめるには、そのようにして集めた資金を使って人を雇ったり、設備や原材料

を購入したり、場合によっては借りたりもするでしょう。こうした行為のほとんどは『契約』を通じて行われます（具体的には、金銭消費貸借契約、雇用契約、売買契約などです）。ビジネスを開始した後も、対外的な活動の多くは、同様に『契約』を通じて行われていきます。

こうした契約については、民法という法律をはじめとして、様々な法律による規律づけがなされています。ただ、「なんで『契約』に法律が関係しているのか？」という疑問をもつ人がいるかもしれません。ここで『契約』の話を取り上げたのは、簡単に言えば、『契約』は『約束』とは違う『法（に基づいた）制度』だからです。

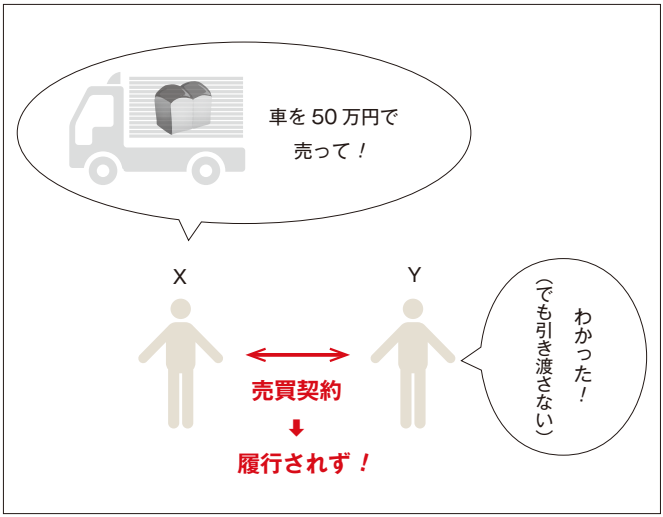
たとえば、AとBという人たちがいたとして、AがBに「明日、ランチをご馳走しよう」と言い、Bにご馳走する約束をしたとします。しかし、Aは翌日寝坊をしてしまい、その約束をすっぽかしてしまいました（【図2−2】を参照）。この場合、おそらくBは「Aさんはヒドイやつだなぁ…」と思い、実際にそのような文句をAに言うかもしれません。さらに、程度の問題こそあれ、友達としての関係にヒビが入ることがあるかもしれません。でも、通常、ことはそうしたことで済むことが多いと思います。国家（裁判所）が出てきてAに「ランチをおごれ！」と強制することはありません。

図2−2　約束の世界



これに対し、X と Y という人たちがいたとして、X が移動式のパン屋さんを営むことを計画し、Y から車を 50 万円で購入しようと売買契約を結んでいたとします。ところが、X は Y に 50 万円を支払ったにもかかわらず、Y はまったく車を引き渡してくれなかったとします【図 2－3】。この場合も、X は、Y に対して「Y はヒドイやつだなぁ…」と言うだけで終わらせてよいでしょうか。少なくとも X の立場になってみれば、おそらく答えは NO！でしょう。

図 2－3　契約の世界



なぜなら、X は、パン屋さんという仕事を営むために車を購入しようとしていたのですから、Y が車を引き渡してくれないということは、X がやろうとしていたパン屋さんのビジネスを頓挫させ、ひいては X の生活の基盤を脅かすことにもなりかねないからです。こうした場合、X の立場からすれば、「Y はヒドイやつだなぁ…」とグチを言うだけでは済まされないでしょう。

現在のわが国における『法』の下では、そのような X の立場を擁護します。すなわち、X・Y 間の『売買契約』については、（ア）もし事後に可能であれば、Y が X に車をキチンと引き渡す（履行の強制）、（イ）X にとっては、もう Y は信用がおけないので、当初の売買契約をなかったことにする（契約の解除。X が Y に既に支払っていた 50 万円は返還されます）、さらに、（ウ）X は Y のせいでパン屋

さんとしてのビジネスを始めることができず、それによって既に購入していた小麦粉その他の原材料が使えなくなるなどの損害が発生した場合には、それらの損害をYの負担で穴埋めさせる（損害の賠償）、といったことが認められ、また、そうしたことを実現するために国家が力を貸してくれる可能性があります。こうしたことは民法という法律で定められており、そのうえで、個々の具体的なケースについて、（ア）～（ウ）のいずれか、またはそれらの複数の処理がどのような場合に認められるか、といったことに関して、Xが正当に保護されるべき場合にそれらの処理が確実になされるための解釈・運用が、裁判所によって展開されてきています。

もちろん、Yにとっては、（ア）～（ウ）のような形で処理がなされる状況になれば、事情によっては、ある意味でかなり辛い立場に置かれることになりかねません。それでも、このようにして、契約をなるべくその締結時の当事者の意思に沿う形で実現するように仕向け、仮にそのとおりにならなかった場合には、契約内容を反故にされた者に対して一定の保護を与える一方、当初の契約内容からの逸脱状態を作り出したことに責任ある者がいるとすれば、その者に対して賠償等の責任を課すようにしておくことは、世の中に数多く存在する契約を安定的に実現させることに繋がっていくでしょうし、仮に契約の内容が適切に実現されなかった場合であっても、当事者に生じるマイナスの影響を最小限にとどめることに結びついていくでしょう。

こうして考えてみると、それが果たされなくても人間関係上のヒビが入るくらいの影響で済みそうな『約束』とは別に、『契約』というものを社会において特定・認識し、その『契約』がどのようにすれば成立するか、履行が当初の予定どおりされない場合やまったく履行されない場合にどう処理するか、といったことについて法によってルールを定め、『法（に基づく）制度』としておくことは、多くの人々にとってビジネスや経済活動を円滑に進めていくうえで大きな安心を与えることになります。そして、このようにして法制度化された下で、多くの人々や企業が安心して必要なときに『契約』を締結していくことにより、数多くのビジネスや経済活動が安定した形で成り立っていくことに繋がるのです。

（2）条文を読んでみる

ここで、法学部以外の学生さんにはあまり機会がないかもしれない、「条文を読む」という作業を行ってみましょう。契約の成立について、民法は次のように定めています。

（契約の締結及び内容の自由）
第 521 条　何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
2　契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

（契約の成立と方式）
第 522 条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。
2　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

ここで、これらの条文を読むときのポイントを３つ挙げておきます。

第１に、形式面です。「条」の中の段落を「項」、上記の条文にはありませんが、その中の漢数字（一・二・三…）で列挙されている項目を「号」、さらに号の中で列挙されている項目についてはイ・ロ・ハ…と表されます。法律の中の文章を参照したり、引用するときはこのような単位で特定をします。

第２に、上記の民法 521 条が定めているのは「契約自由の原則」です。契約をするかどうかも、その内容も、当事者が自由に決められるのが原則である、ということをわざわざ法律が宣言しているわけです。

第３に、522 条２項が「方式の自由」を定めている点に注目してください。契約は、原則として口頭でも成立します。ところが現実のビジネスにおいては、ほとんどの場面で契約書が作られます。法律上は不要なのに、なぜでしょうか。

答えは、後で困らないためです。契約書は、契約を「成立させる」ために作るのではなく、後日、どのような内容の合意がなされたのかを「証明する」ために作られます。万が一、後で紛争になったとき、契約の時点で当事者がどのような内容の合意をしていたのかということが書面として残っていれば、迅速かつ正確な解決につながるからです。企業間の取引や、個人であっても住宅の購入のように金額の大きい取引で必ず契約書が交わされるのは、このためです（なお、契約書には、作成の過程で詰めきれていない条件を洗い出し、合意内容そのものを固めていくという機能もあります）。

逆に言えば、証明の必要性が少ない場面では、契約書は作られません。コンビニでの買い物も、厳密には売買契約というれっきとした契約ですが、契約書を交わす

人はいないでしょう。トラブル自体がまれですし、仮に不良品を引き渡されたとしても、通常はレシートなどの記録を示せば、売主が対応してくれるからです。

このように、法律が定めているルールそのものと、そのルールを前提として現実の社会で積み重ねられてきた工夫や運用とは、必ずしも一致するわけではありません。この両者の距離を意識できるようになると、『法』の見え方が少し変わってくると思います。

(3)会社 ―「法人」という発明

次に、『会社』という法制度を見てみましょう。

会社は、法律に従って設立・運営されることによって、いわゆる「権利能力」をもつことが認められています。すなわち、私たち生身の人間（自然人）と同じように、会社それ自体が「権利・義務を保持する主体」となるのです。このような主体を『法人』といいます（会社はわが国に様々ある法人制度の１つです）。契約を締結するのも、財産を所有するのも、訴訟の当事者となるのも、会社自身なのです。

こう聞くと当たり前ではないか、と思うかもしれませんが、よく考えてみますと、この『法人』はかなり大胆な制度です。会社、とりわけ株式会社と呼ばれる類型の会社の内部には、株主（出資者であり、かつ会社の実質的な持ち主です。後述する「株式」を保有します）や取締役（株主総会で選任されます。その中から、会社を代表する代表取締役が選ばれます）がいて、日々のビジネスは、会社に雇われた使用人（従業員）を介して行われています。しかし、外から見れば、取引先、金融機関、消費者といった第三者は、そうした内部の状況については把握しようがありません。でも、相手が会社という、『法』によって適切な運営のための仕組みを備えることが強制されている『法人』だからこそ、そうした株主や取締役などの入れ替わり等にも左右されず、大規模かつ継続的な取引が安心してできるのです。

ここで一度、「イフ（if）」を考えてみてください。仮にこの法人という制度がなければ、100 人が共同で事業を行うとき、契約書には一方の当事者を表すために 100 人分の署名が必要になり、さらに、１人が抜けるたびに、契約の主体に変化があったとして、契約書を一から作り直さなければならなくなるかもしれません。『法』が作り出した法人制度、そして、会社法という法律によって作り出された会社制度は、そうした途方もない取引コストを低減してくれているのです。

(4)「株式会社」と「株式」という発明

加えて、「株式会社」という法制度は、「株式制度」というもうひとつの発明を生

み出しました。株式とは、株主としての地位・権利を細分化し、パッケージにしたものです。これによって、多数の人から少しずつ、そして、それらを合わせて大きな資金を集めることが可能になります。

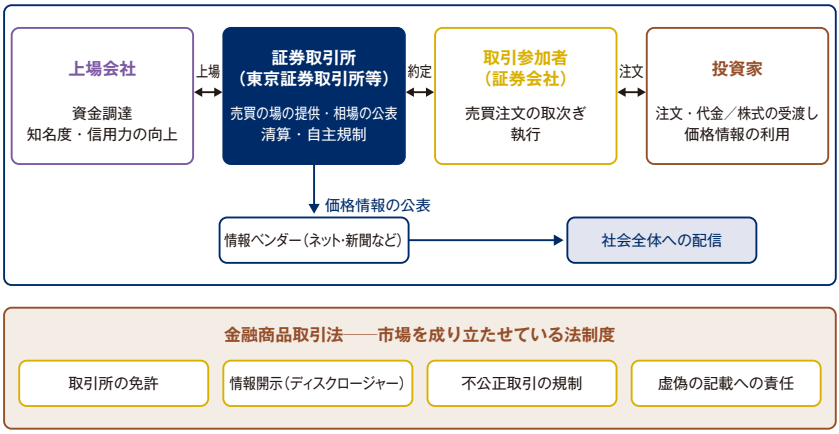
では、なぜこの「株式」がすごいのか。理由は２つあります。第１に、出資者（株主）は有限責任である、ということです。会社が行うビジネスが失敗しても、株主が失うのは出資した額までです。だからこそ、多くの人が安心して投資に参加できます。第２に、株式は原則として自由に譲渡できる、ということです。株主は、出資したお金を会社から返してもらうことはできませんが、株式を第三者に有償で譲渡することによって、投資した資金を回収できます。会社は長期的に使える資金を手もとに確保したまま、投資家は必要なときに資金を回収できる。この２つを両立させている点に、株式会社という制度の巧妙さがあります。

さらに、その第２の点から、次の要請が導かれます。すなわち、株式の「譲渡」を大規模・迅速・公正に行うための場が必要になる、ということです。そして、作られたのが証券市場（金融商品取引所）です。

（５）証券市場 ―「市場」もまた法制度である

経済学や金融論が検討対象としている金融市場（資金の出し手である投資家と、ビジネスのために資金を必要としている企業とを結びつける場）、その中核の１つをなす株式市場、とりわけ金融商品取引所（証券取引所）は、わが国では『金融商

図２−４　証券市場のしくみ



品取引法』に基づき、内閣総理大臣の免許を受けて開設・運営されています。さらに、そこで行われる取引の公正性を確保し、市場の機能が十全に発揮されることによって公正な価格形成が実現されるよう、上場会社を中心に、市場関係者にディスクロージャー（情報開示）を強制するための制度をはじめとして様々な制度が整備されています。

つまり、いわゆる「証券市場」は自然発生的に生まれてきたわけではなく、法によって設計され、法に支えられて運営されている制度なのです。

現在の姿を簡単に整理しておきましょう。上場会社は、市場を通じて資金調達を行い、加えて、知名度や信用力を高めます。証券取引所（東京証券取引所等）は、売買の場を提供し、相場を公表し、清算を行い、自主規制を担います。取引参加者（証券会社）は、投資家からの売買注文を取り次ぎ、執行します。投資家は、注文を出し、代金と株式の受渡しを受け、価格情報を利用します。そして、そこで形成された価格情報は、情報ベンダーを通じて社会全体に配信されます。こうしてみると、株価というのは、単なる数字ではなく、法制度によって支えられた証券市場において毎日生み出されている公共的な情報であるともいえます。

（6）誰が日本の上場株式を保有しているのか

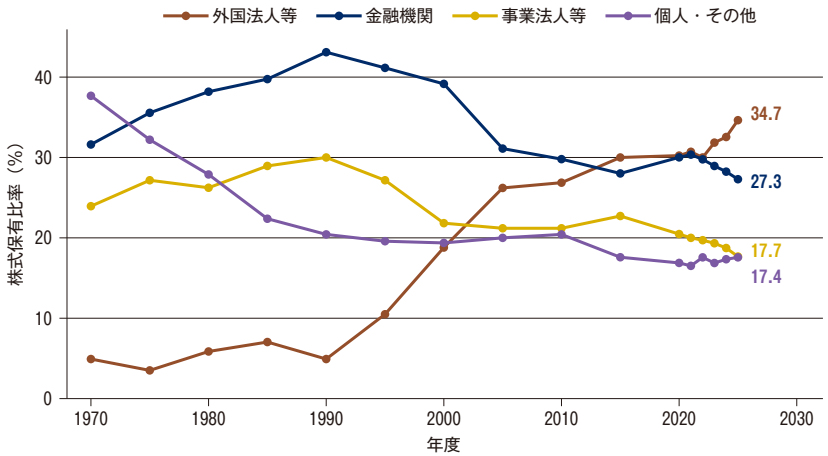
ところで、いま日本の証券市場では、誰が株式を保有しているのでしょうか。【図2−5】で示しているのは、投資部門別の株式保有比率の推移です[2)]。

この図には、いくつもの物語が詰まっています。まず、1990年代までは金融機関と事業法人等が保有主体の中心でした。いわゆる「株式持合い[3)]」の時代です。しかし、1990年代後半から2000年代にかけてそれが解消に向かい、代わって存在感を高めたのが外国法人等です。

本稿の初版（2016年）では、この図の当時の最新データとして、外国法人等が2014年度に全株式の31.7％を保有しており、最大の勢力になっている、と書きました。それから10年余りを経た2025年度末、外国法人等の保有比率は34.7％となり、３年連続で過去最高を更新しています（保有金額も約307兆円から約421兆円へと、１年で37.1％増加しています）。他方で、事業法人等は17.7％となり、こちらは調査開始以来の最低の数字となっています。

もうひとつ、本稿の初版（2016年）を書いたときから生じた見逃せない変化があります。個人株主の数（ここでの数は、各上場会社の株主名簿に記載された株主数をすべて足し上げた延べ人数です。したがって、１人で３社の株式を保有していれば３人として数えられます）が、2015年度の4,944万人から2025年度には9,198

図２−５　投資部門別株式保有比率の推移



東京証券取引所ほか『2025年度株式分布状況調査』（2026年７月公表）により筆者作成。保有金額ベース。

万人となり、12 年連続で増加して過去最高を更新したことです。この背景には、政府が主導してきた「貯蓄から投資へ」という政策や、その一環としての少額投資非課税制度（いわゆる「NISA」です。これも法制度の１つです）が拡充されてきたことがあると考えられます。

つまり、日本の証券市場では、「国際化」と「大衆化」が同時に進行しているといえます。株式を持っているのは、もはや一部の富裕層や企業だけではありません。皆さんのご家族も、あるいは皆さん自身も、すでに市場参加者になっているかもしれません。そう考えると、この後に述べる金融商品取引法の話も、少し自分に近い話として受け止められるのではないかと思います。

（７）金融商品取引法は何をしているのか

では、こうした証券市場を支えるルールであり、筆者が研究対象としている金融商品取引法は、いったいどのような役割を果たしているのでしょうか。ひとことで言えば、証券市場に関わる、見ず知らずの多数の人々や組織の間に「信頼」をつくる、ということです。そのためのポイントは、次の【表２−３】のように大きく３つあります。

第１と第２のポイントは、いずれも投資家が利用する「情報」に関わっています[4)]。皆さんが株式を買うとき、通常はその会社の本社や工場を見に行くことも、

表2-3　金融商品取引法の3本柱

ポイント	内容	ねらい
1．情報開示（ディスクロージャー）	有価証券報告書などによって、企業の財務・事業情報を投資家へ強制的に開示させる。	投資家が投資判断できる材料を市場に供給する。
2．不公正取引の規制	インサイダー取引・相場操縦・風説の流布などを禁止し、違反には課徴金や刑事罰を科す。	「はじめから勝てないゲーム」への参加を強いない。
3．虚偽の記載に対する責任	開示書類に虚偽の記載があれば、発行会社や役員等が投資家に対して損害賠償責任を負う。	開示の正確性を事後的に担保する。

社長やCEOに会うこともできません。それでも安心して自己責任を前提に取引ができるのは、情報開示制度によって一定の情報が利用可能となっており、かつ、重大な内部情報をもとに誰かが抜け駆けすることが禁じられているからです。

しかし、現実には、大企業であっても不正・不適切な開示の例が絶えません。過去の大きな会社での粉飾決算事件を思い浮かべる人も多いでしょう。だからこそ、第3のポイント、すなわち虚偽の記載に対する責任制度が用意されています[5)]。

ただ、市場の公正性と信頼を守るルールと責任制度のあり方は、いまなお改善が求められ続けているテーマであり、実は筆者自身の研究テーマでもあります。この点は、あとでもう少しだけ触れたいと思います。

4．学問としての『法学』を学ぶ意味

(1)実学としての法学

ここで唐突ですが、広辞苑で『実学』という言葉を引いてみますと、その意味として、まず第1に「空理・空論でない、実践の学。実理の学…」ということが挙げられています。そして第2に「実際に役立つ学問。応用を旨とする科学。法律学・医学・経済学・工学の類」と記されています[6)]。このように、広辞苑の中では、「法（律）学」は実学の代表的なものの1つとして挙げられています。これは決して間違いではなく、たしかに法学にはそうした側面があるように思います。

いうまでもなく、『法』は、個人や企業が何らかの活動を行うとき、とくに何らかのビジネスに関わる活動を自ら行ったり、ある会社に就職したり、会社との間で取引を行ったりするといったように、ビジネスとの関わり合いを持っていく際に

は、常につきまとうものです。そのため、社会に出てビジネス活動や経済活動を行っていこうと考えているとしますと、そうした活動は常に『法』を守りながら、あるいは『法』や『法制度』を踏まえながら行っていかないといけないので、事前に大学などでビジネスに関わる『法』について学んでおき、それを将来の様々なビジネスシーンで活かしていこうとすることには、それなりの意義があるように思います。

また、大学で学んだり、そうしたことを希望する人たちの中には、将来の仕事として、弁護士、検察官、裁判官といった法曹になることを目指している人、公認会計士を目指している人、さらには各種の公務員になることを目指している人も多くいると思います。そうした人たちにとって、『法』について学ぶことは、それらの職に就くため、もしくはその前提となる資格を取得したり、試験に合格したりするためには必須ということになります。そこで求められる『法』に関する知識は、実際に仕事に就いた際に役立つ知識ですので、そのようにして『実学』としての『法』を学ぶことは、将来の仕事に直結し、当然、意味や意義があることだと思います。

しかし、ありきたりではありますが、大学において法律を学ぶ意義は、実はこうした『実学』としての『法』について学ぶことだけではありません。これはあくまで筆者の個人的な見解ですが、大学では、そのような視点だけで『法』を学んでほしくない、といいますか、それだけではもったいないと考えています。

(2)他の学問領域について理解するための道具としての法学

ここで基本中の基本に戻りますが、このシリーズのタイトルは『商学入門』です。「商学」という学問を、「ビジネスと経済の融合領域であり、ヒト・モノ・カネ・情報等の諸資源の配分に関する機能や制度を国内および国際的観点から考察し、理論的かつ実証的な研究を行う。すなわち、経済の基盤をなす産業の動向、企業行動やビジネス活動、消費者行動、種々の経済取引を理論・機能・制度に着目して研究し、もって経済社会を質・量ともに豊かにすることを基本に据えている」学問であるとします[7)]。そうしますと、こうした「商学」について網羅的に学んでいくうえでは、様々な学問分野、たとえば経済学、金融（ファイナンス）論、統計学、会計学、経営学、マーケティング論、心理学、そして法学…といった領域について学んでいく必要が出てくるように思いますし、法学を学ぶ１つの重要な意味や意義は、こうした他の学問領域について勉強したり研究したりすることとの関係において見出されるように思います。

先ほどみた『契約』の話を思い出してください。経済学も、会計学も、金融論も、経営学も、「多くの人々や企業が契約を結び、会社を作り、市場で資金調達をしたり株式を売買している」という現実を出発点ないし前提とし、その上でビジネスを展開している状況について観察・分析し、新たな知見を加え、現実の社会にフィードバックしていきます。しかし、その出発点にある「契約」、「会社」および「市場」が、そもそもどのような『法制度』として設計されているのかを正確に理解していなければ、そうした観察・分析もどこかでズレたり、浅いところで終わってしまうかもしれません。『法学』を学ぶことには、他の学問領域において深く分析や検討を行う前提としての、現実に起こっている事象に対する正確かつ深い理解に役立つ、という点でも価値があるように思います。

もちろん、「法学（の勉強・研究）→他の学問領域（の勉強・研究）」という流れに対し、反対に「他の学問領域→法学」という流れもあり得ます。たとえば、他の学問領域における研究の結果、人々や企業、さらには社会をある方向に向かわせるべきだというアウトプットが得られたとして、それを世の中で広く実現するために、『法』を作ったり、変えたりすること（具体的には、新たな立法をする、法律を改正する、法解釈を変更すること）が有効であるということもあり得ます。こうした場合、『法』についての理解を深めておくことが、より具体的なアウトプットに繋がることもあるでしょう。こうした意味でも、他の学問領域について勉強や研究をしていく前提として『法学』を理解しておくことは、より良いアウトプットを出していくうえで有意義であるように思われます。

（3）『法学』そのものを学ぶ意義 ― 歴史と比較という厚み

次に、他の学問領域との関係はとりあえず置いておいて、『法学』を学ぶこと、それ自体の意味や意義について考えてみたいと思います。

その前提として、『法学』には、物理学や生物学などの自然科学におけるような「真理の探究」といった側面があまりない、ということを述べておく必要があるように思います。なぜなら、『法』は社会において必要とされるものであり、その社会は、数多くの人間の意思や欲求が集合して作られるものであって、『法』のあり方は、その社会の状況や有り様によって変わってくるからです。また、そのように人為的に考えられ、作り出される『法』が、逆に社会の状況や有り様に影響を与え、社会を変えていくということもあります。この点、人間の意思や欲求とは関係のないところで、自然界や宇宙のどこかに解や真理が存在していると考えられる自然科学とは、一線を画する学問領域であるように思います。

とはいえ、『法』について考えるうえで、社会のこと、多くの人々や企業のことを観察し、考えていく必要があることは言うまでもありません。そうしなければ、おそらくよい『法』は考え出されないでしょうし、実際に『法』を守らなければならない社会の構成員の支持や賛同、コンセンサスが得られず、実際にはほとんど機能していない『法』として扱われてしまうことにもなりかねません。

また、『法』について考えるうえでは、一定の継続性や連続性を考慮することも求められます。少し難しい言い方をすると、「『法的安定性』や『予見可能性』の確保」とも言われますが、要は、『法』の内容を十分な理由なく、気まぐれにコロコロと変化させてしまっては、かえって社会を混乱させてしまう、ということに繋がってしまいます。

その意味で、昔（法学の世界では、研究のコンテクストによって、ローマ帝国が存在していた時代のようにものすごく昔を指すこともありますし、ちょっと前のことを指す場合もあります）の法律学者、立法担当者、裁判官はどのように考えたのか、また、同じような問題について他の国ではどのような対処がなされてきたのか、といったことを踏まえることは非常に参考になりますし、実際、そうした分析を行いながら『法』のあり方について論じられることもよくあります。

とくに、日本における『法学』、とりわけその研究の場面では、外国における『法』とその歴史について詳細な分析や研究を行ってきたという経緯があります。なぜなら、日本の主要な『法』や『法制度』は、明治時代に入って以降、外国の『法』の影響を色濃く受けて作られたある種の輸入物であり、外国の『法』を日本の社会に合わせるべくカスタマイズする際などには、輸出元の国々の『法』の理解が欠かせないと考えられてきたからです。

たとえば、日本において、刑法や民法といった法律の起草には、1873 年に来日したボアソナードというフランス人が深く関わっていましたし、大日本帝国憲法や商法という法律の起草には、1878 年に来日したロエスレルというドイツ人が深く関わっていました。この２人は、必ずしも自国の『法』のみを参考にわが国の法律の起草を行ったわけではありませんが（たとえば、ロエスレルによる商法草案の起草においては、イギリス法なども多く参照されています）、いずれにしても、わが国の主要な法律は、ヨーロッパの国々の『法』の影響を強く受けて成立したという歴史的な事実があります。さらに、それに重ねる形で、第二次世界大戦での敗戦や、その後の世界情勢やわが国が置かれた状況などもあり、ビジネスに関わる法分野をはじめ、いくつかの法分野では、アメリカの『法』の影響も強く受けてきています。

写真2−2
ギュスターヴ・エミール・ボアソナード



（https://www.hosei.ac.jp）

写真2−3
ヘルマン・ロエスレル



（https://cpr.uni-rostock.de）

こうした経緯もあり、日本の主要な分野の『法』や法律は、これまで、ヨーロッパの国々、とりわけフランス、ドイツ、イギリス、そしてアメリカの『法』の影響を強く受けてきているといえますし、そのため、わが国の『法』に関わる学者や研究者は、これらの国々の『法』について分析・研究を行い、それらをもとにして、わが国の『法』や、それによって作られる制度、裁判所における『法』解釈のあり方について提言などを行ってきました。

したがって、わが国の『法』に関わる学者・研究者の多くは、ある意味で、外国の『法』、そして、その外国やわが国の『法』の歴史についてのスペシャリストであり、自分が専門とする法分野のフランス法、ドイツ法、アメリカ法またはイギリス法の状況や歴史について非常に詳しかったりします。こうしたことから、大学における伝統的な『法学』教育は、現状の法律やその解釈など、『法』がいまどうなっているかという説明は当然にするものとして、その先にあったのは、ある意味で、こうした多様な歴史や世界を見せるということにあったようにも思われます。講義やゼミを通じ、ヨーロッパやアメリカを中心とした国々の『法』、そしてその背景にある社会、文化その他に関する知識を得てもらい、一部ではありますが、それらの国々の社会を疑似体験してもらう。こうしたことをもって、学生さん方それぞれが、その後の人生における自らの引き出しの中味の１つにしてもらう。このようなことが大学におけるこれまでの『法学』教育においてなされてきたように思い

写真２−４



松本烝治『日本会社法論』巌松堂書店（筆者所有）。筆者がこの本を古書店で購入したところ、戦前の商工省がこの本の購入のために費用を出した旨の書類が挟まっていました。当時の官僚も、この本を参考にしながら仕事をしたのでしょう。実際に古い本を手に取ると、このような出会いがあることもあります。

写真２−５



田中耕太郎『改正会社法概論』岩波書店（筆者所有）。この本の著者は、第２代の最高裁判所長官や国際司法裁判所の裁判官をつとめた有名な『法』に関する学者・研究者です。筆者がこの本を古書店で購入したところ、著者のサインが入っていました。筆者は、ときどき「今、自分は著者が実際に手にとって自分の名前をしたためた本を手にし、そこに書かれている『知』を参考に研究をしているんだなぁ」と感慨にふけることがあります。

ますし、そこには大きな意味・意義があったように思います。

他方で、こうした『法学』教育は、やり方や学生さん達の受け止め方によっては、単に外国語（横文字）で書かれたものを日本語（縦書き）にしたにすぎない、という批判がなされてきたことも事実です。筆者自身も、『法学』分野における伝統的な研究手法、大学での『法学』教育のあり方について、本当にこのままでよいのだろうか…といったことが、常に心のどこかで引っ掛かっていました。

ところが、近時、『法学』の世界は、そうしたことで深く悩んでいる暇もないほど、取り巻く環境に大きな変化が生じ、新たなチャレンジが求められるようになってきています。この点については、節を変えて考えてみたいと思います。

5．これからの『法学』― この10年の社会の変化を踏まえて

（1）ビジネスや経済活動のグローバル化とルールの共通化

上記で述べたように、これまでの伝統的な『法学』の研究や教育は、外国の『法』や歴史的な経緯を参考にしつつ行われてきた面が大きかったといえます。しかし、近時では、とくにビジネスや経済活動に関わる法分野において、そのようなアプローチだけでは足りない、別のアプローチがとられなければならない状況が生まれてきています。

理由の１つは、ある意味で良いことといえますが、日本の主要な法律や法制度の整備が、欧米のそれらと比較して遜色ないものとなり、また、適宜、日本の社会状況に合わせたカスタマイズもされてきたということです。もう１つは、ビジネスや経済活動に関わる法分野について、ヨーロッパ各国やアメリカその他の国々が共通したルールや類似したルールを採用する動きが強まり、日本だけが独自に大きくカスタマイズして導入するということが行いづらくなってきているということです。

この背景には、ビジネスや経済活動が国境を越えて行われるようになっているという事情があります。人々や企業は国境を越えて活動していますし、お金についても、投資対象として魅力のあるところへ瞬時に移動し、世界中を巡っています。上で見た【図２−５】において、外国法人等の保有比率が34.7％に達していたことを思い出してください。日本の会社法や金融商品取引法は、もはや日本人だけを名宛人としたルールではなくなっています。

こうした状況から、とくにビジネスや経済活動に関わる法分野では、世界共通の『法』やルールを設定する動きや、既に各国が導入している『法』やルールを共通化する動きがみられます。初版の執筆時（2016年）には、署名されたばかりの環

太平洋経済連携協定（TPP）を例に挙げましたが、その後、同協定は米国の離脱を経てCPTPPとして発効し、参加国も広がりました。会計の分野では、IFRS（国際財務報告基準）をめぐる各国の対応が進み、日本でも任意適用会社が着実に増えています。コーポレート・ガバナンスの分野では、本稿の初版で上場会社等に「要請されるようになってきています」と書いた社外取締役の設置は、その後、東京証券取引所が公表している、いわゆる「コーポレートガバナンス・コード」により、同取引所のプライム市場に上場している会社については、「独立社外取締役を…少なくとも3分の1以上選任すべき」とされるに至りました（2026年改訂版・同コード原則4-10）。さらに、同改訂に際して公表された『成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について』では、「いずれはグローバルに活躍するプライム市場上場会社について、過半数の独立社外取締役が選任されるべきとの指摘がある」とされており、社外取締役をめぐるわが国の状況は、取締役会の過半数を独立取締役とすることが求められるアメリカや、議長を除く半数以上を独立社外取締役とすべきとするイギリスの状況に近づきつつあるといえます。

他方で、日本の『法学』の世界では、これまで、海外の論文集や雑誌において、世界に向けて「グローバル・スタンダードはこうした方がいい！」といった意見や主張を発信することはあまり行われてきませんでした。しかし、とくにビジネスに関わる世界が上で述べたような状況にある以上、これからは、少なくともビジネスに関わる『法』について研究を行っている学者・研究者は、自国だけではなく、他の国や世界の人々にとってもよりよいと思われる『法』のあり方についてアイデアを生み出し、それが世界的な『法』やルールとなっていくよう、海外に向けても発信していかないといけないのではないでしょうか。こうした側面が、この10年でいっそう強まってきたように思います。

（2）前例のないところでルールを創る ― 資金調達の10年

本稿の初版で筆者は、当時世界的に注目を集めていたクラウドファンディング（Crowdfunding）という資金調達手法を取り上げました。資金を必要とする企業が、インターネット上のプラットフォームを介して広く社会に資金の調達を呼びかけ、1人当たりは少額であっても、多くの人々から資金を集めることによって、まとまった資金を調達する仕組みです。そして、その隆盛は望ましい面が多い一方で、詐欺的に資金を集める事例や、企業が思ったような成果を挙げられず、当初約束したリターンを返せない事例も出てくるはずであり、そうしたマイナスをできる限り小さくするために、『法』を先回りして考えておく必要がある、と書きました。

それから10年、この分野で起こったことを並べてみると、変化の速さがよくわかります。2010年代の終わりにかけて寄付型、購入型、融資型、株式型といったクラウドファンディングが世界的に拡大傾向を見せ、日本でも寄付型、購入型を中心にクラウドファンディングは広く普及しました。近時では、大学の部活動においても、活動資金を集めるためなどにクラウドファンディングが使われるようになってきています。

また、近時、世界では、いわゆるブロックチェーン技術を使ってトークン化された、いわゆる暗号資産が投資の対象とされ、一部は決済手段としても使われるようになってきています。そうした状況に対応すべく、日本でも、暗号資産の投資者や利用者を保護するための資金決済法や金融商品取引法の改正が行われてきています。さらに、現在では、法定通貨を裏づけとし、信用を確保するステーブルコインと呼ばれる暗号資産が登場し、株式を含む既存の証券その他の投資商品のトークン化（セキュリティ・トークン化）を行う例もみられてきています。こうした動きを受け、各国またはEUなどでは、通貨、証券、市場に対する規制のあり方についての見直しや、必要なルール改定のための検討が進められています。

初版で筆者が心配していたこと ― 詐欺的な資金調達が行われたり、投資家が被害を被るような事案の発生 ― は、残念ながら現実のこととなっています。そして、そうしたケースが現実に発生するたびに、新しいルールが作られたり、あるいは既存のルールの適用範囲の拡大などが行われてきています。

こうした事象から得られる教訓は、２つあると思います。すなわち、１つは、新しい技術や仕組みが登場したとき、『法』はどうしても後手に回ってしまうということ。そして、もう１つは、それでもなお、想像力とクリエイティビティを用いてできる限り「あるべき法」を先回りして考えていく必要があり、そのようにしないと（または、事後的にとはいえ、必要な『法』が迅速に定められなかった場合は）社会の混乱がより一層大きくなってしまう、ということです。

（3）AI・データ×法学 ― 2016年に書いた「何十年後」について

もう１つ、本稿の初版では、筆者は次のような趣旨のことを書きました。すなわち、「…人々や企業、社会のこれからの行動を予測するために、その一部をコンピューターに任せる、すなわちシミュレーションを行うためのプログラムを組んで予測を行うということが、将来、『法』に関わる研究において盛んになされる時代が来るかもしれない。何十年後かには、最善の政策や、その時点で置いておくべき『法』やルールをコンピューターが示唆してくれるまでになってしまう可能性もあ

るかもしれない…」ということです。

正直に申し上げますと、これを書いたとき、筆者はこうしたことが起こるのは「何十年後」だと思っていました。しかし、その未来は、思ったよりずっと早く来ています。

いま、法学の世界では、実証的法学研究（Empirical Legal Studies）と呼ばれるアプローチが急速に広がっています。これは、法制度のあり方を、各国の『法』や『法制度』に詳しい人たちの叡智を集めることによるだけでなく、社会を表す様々なデータを集め、それらを観察・検証したりすることによっても考えていこうとする研究手法です。

たとえば、上述した証券市場における「虚偽の記載」の例を考えてみましょう。ある会社が行った開示に虚偽があったことが発覚し、そのことについて関係者に法律上の責任を課すかどうかを考えるとき、現在のように、特定の行政機関や裁判官などの人たちに、どのようなケースに対して責任の問題を提起するか、実際に責任を課すか、といったことの判断を委ねるのではなく、虚偽の記載が疑われるケースが明らかになったとき、そのことが露見した前後で株価がどのように動き、投資家や市場にどれだけの異常な、あるいは負の影響を与えたかということを統計的に測定することにより、まずは責任の問題を提起すべきか否かを判断する、ということも考えられます。こうした判断の仕方は、いわゆるイベント・スタディ（event study）と呼ばれる、市場全体の動きから通常予測される株価と、現実の株価との差（異常収益率）を積み上げることで、「問題となっている虚偽情報の開示は投資家の判断にとってどれほど重要だったのか」を市場の反応から推し量るという手法を用いるものです。これにより、どうしても一定数起こってしまう虚偽の記載の中で、法的な責任の問題を提起することが必要なケースを、恣意性を排除しながら明らかにし、必要な関係者に対して、客観的事実をベースに、公正に法的な責任を課すということに結びつくと考えます。そして、このように『法』またはその運用のあり方を変えていくことが、証券市場全体の公正性の向上に繋がり、人々が安心して株式等に対して投資を行えるようになるとともに、公正に資金が上場会社に配分されていくことにつながるのではないかと考えています。

また、近時では、生成 AI や大規模言語モデル（LLM）の発展による影響も無視できません。たとえば、企業が出している大量の開示文書、裁判所が出す判例、契約書を大量に読み込ませて分析させる、それらテキストのポジティブ・ネガティブな特徴を数値化して比較する、人・企業・社会の行動をシミュレーションする、といったことを行うことによって『法』のあり方を考えるようなことも徐々に行われ

つつあります。10年前には、研究者は、手作業によって数十件の資料やデータを読み込むことで精一杯でしたが、いまでは数万件の資料やデータを短時間で活用できるようになりつつあります。「最善のルールのあり方を多種・大量のデータや資料に基づいて客観的に考える」という研究スタイルが、生成AIやLLMにより、現実に実践できるようになってきています。

もっとも、ここで1つだけ、断りも入れておきたいと思います。AIに関連する技術がどれほど発達したとしても、AIだけで『法』が作られることは当分はないだろう、ということです。AIやデータが出してくれるのは「現に何が起きているか」ということであって、「何をなすべきか」ということではありません。たとえば、ある規制を強化すると市場の効率性は3％下がるものの、被害に遭う投資家が5％減る、というシミュレーション結果が得られたとした場合、その先には「どちらを、どれだけ重く見るか、そして、その選択をすることが社会にとって良いかどうか」といった価値判断は人間が行う必要があります。誰の利益をどのように重み付けするのか、何らかの手続を強制する場合にその正当性をどこまで重視するのか…といったことは、最終的に人間が行わなければならないと思います。AIは、そうした判断の前提となる材料を圧倒的に多く揃えてくれますが、最善の判断を常にしてくれるわけではありません。むしろ、AIが充実したお膳立てをしてくれるようになるほど、人間が行う定性的な価値判断の重要性が増してくるでしょう。したがって、人間はAIが示したり、提供したりすることができない様々な要素・素養を身に付けておく必要があります。筆者は、今後、そうしたことが求められていくであろうというところにも、これからの『法学』の面白さがあるのではないかと考えています。

（4）法的思考（Legal Mind）とは何か

最後に、『法学』を学ぶことで身につく思考のスタイルについて触れておきます。

法的思考（Legal Mind、英語圏ではlegal reasoningやthinking like a lawyerと言われます）ということが巷で言われることがありますが、この言葉は、ひと言で言えば、「誰に権利（right）、義務（obligation）または責任（liability）を帰属させるべきか、そして、それらの内容はどのようなものか」ということを絶えず意識しながら、物事を見ていく思考方式だと思っています。そして、「誰が、誰に対して、どのような内容の権利主張ができるのか」、「誰が、何について、どのような内容の法的責任を負うのか」といった形に落とし込んで考えるのが、法律家の職業的な癖だと思います。

こうした思考のスタイルには、３つの特徴があります。第１に、最終的な法的思考に基づく結論は、仮にそれが法的に正しいとみられるとした場合、広く社会に影響が及びます。そこでの一定の結論とそこから導き出される「法の運用も含めたあり方」は、同じ状況にある同様のケースとその関係者にも適用されるべきであると受け止められることになるからです。第２に、だからこそ最終的な結論には強い説得力が求められます。誰かの感情や声の大きさ・強さではなく、合理的な理由づけと一貫性に基づき、一定の結論が社会全体に対し、可能な限り長期間にわたって良い影響をもたらすであろう、ということを多くの人のコンセンサスをもって納得してもらう必要があります。第３に、だからこそ幅広く、多角的な視点から考えることも求められます。世界のこと、社会のこと、そこに暮らす様々な人々のことに思いを馳せながら考えなければ、一部の人だけに都合のよい結論にいきついてしまい、第２の特徴を満たすことはできなくなるでしょう。

このように「幅広く、多角的な視点から、多くの人々に納得してもらえる理由も含めて考える」という思考のスタイルは、『法』とは一切関係のない様々な場面においても、大いに役立つとともに、場合によっては身近な人を助けることにも繋がると思っています。もし、読者の皆さんが、将来、『法』について学び、こうした法的思考のスタイルを少しでも身に付けて頂ければ、みなさんや周りの方々の生活をより豊かなものにしていくことにもつながると思っています。

６．おわりに

以上、『法』や『法学』について、いろいろと考え、述べてきました。改めて整理すると、法学を学ぶ意味や意義は、およそ次の４つに集約できるように思います。

第１に、実学としての法学が身につきます。ビジネスは常に法とともにあり、こうした意味の法学を学ぶことは、法曹、会計士、公務員などの仕事にも直結します。第２に、他の学問を学んだり、深めたりする際の道具としての法学の習得です。契約、会社または（証券）市場を法的な視点から理解することは、経済学、会計学、経営学などといったとくに商学関連の研究分野や科目を学ぶうえでの基礎となったり、新たな視点をもたらすことにつながり得ます（もちろん、逆方向の流れもあり得ます）。第３に、思考の１つのスタイルとして、法的思考（Legal Mind）を身に付けるということです。これにより、幅広く、多角的な視点から考える力と説得力ある結論を導く力が身につきます。

そして、あともう１つ付け加えるとすれば、第２の点とも少し重なりますが、自

らの引き出しを増やすということです。筆者は、クリエイティブな思考というのは、まったくの０（ゼロ）から何かを生み出すのではなく、複数の学問領域について勉強や研究を行い、引き出しの中味を複数用意したうえで、それらを組み合わせながら新しいアイデアや知見を生み出すことだと思っています。こうしたことを行うことこそ、大学において勉強や研究する醍醐味ではないでしょうか。そして、多くの人がこうしたことを行っていくことが、『商学』の目的とされる「経済社会を質・量ともに豊かにする」ことに繋がっていくと信じています。

読者の皆さんには、別に『法学』でなくてもよいのですが、これから、何らかの学問領域について、ある程度深く勉強したり、研究したりし、その学問領域の必要性や、もし運が良ければそうした醍醐味まで是非感じてほしいと思っています。

大学では、多くの学者・研究者たちが、そのようなことを行おうとし、日々、研究したり、いろいろな意味での Try & Error（英語では trial and error）を繰り返しています。そして、その成果の一部が論文や本という形で図書館などに収められています。また、最近では、そうした成果の多くが、電子的な形をとり、インターネット上でも見ることができるようになっています。

これから大学に来る方々には、受け身で講義を受けることももちろん大切ですが、是非、ゼミや研究室に入って勉強や研究することなどを通じて学者・研究者のそうした Try & Error を間近で見たり、論文や本などを読んだりする経験をしてほしいと思っています。そして、自らも Try & Error を繰り返し行い、将来の様々な機会に備えるべく、自らの引き出しの種類を増やしたり、中味を充実させていってほしいと思います。大学という場所では、勉強や研究を行っていくうえで、いくら Error や失敗をしても、人生の大きな失敗に繋がることはまずありません（まあ、先生に怒られることはあるかもしれませんが…（笑））。そうしたことを行うことが、今の学者や研究者でもなかなか予想のつかない、でも、チャンスもいっぱい転がっているであろう、これからの社会の中で生きていくうえで、きっといいことをたくさんみなさんにもたらしてくれると信じています。

●注

1）刑法 235 条は、「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。」と定めています。

2）東京証券取引所ほか『2025 年度株式分布状況調査』（2026 年 7 月 2 日公表）。本文の【図 2－5】における数値は保有金額ベースの株式保有比率です。

3）「株式持合い」とは、複数の企業が相互に株式を保有し合うことをいいます。通常

は、安定株主の確保や取引関係の維持を目的としています。近年は「政策保有株式」とも呼ばれ、その縮減が求められています。

4）インサイダー取引の規制は金融商品取引法 166 条および 167 条、相場操縦の禁止は同法 159 条、風説の流布等の禁止は同法 158 条に定められています。違反に対しては、課徴金（順に同法 175 条・175 条の 2、174 条から 174 条の 3 まで、173 条）のほか、刑事罰も用意されています（同法 197 条 1 項、197 条の 2 等）。

5）流通市場で株式を取得した投資家に対する発行会社の責任について、金融商品取引法 21 条の 2。同条は、虚偽の記載と損害との因果関係や損害額の算定について、投資家の立証負担を軽減する仕組みを置いています。

6）新村出編『広辞苑』1303 頁（岩波書店、第 7 版、2018 年）。

7）ここでの『商学』の定義は、早稲田大学商学部「教育理念・ 3 つの方針」（https://www.waseda.jp/fcom/soc/about/policy）を参照しました。